

平成27年1月

ご契約者 各位

「しんきん法人インターネットバンキングサービス」の不正利用にかかる被害補償について

米沢信用金庫では、インターネットバンキングを安心してご利用いただくため、平成20年8月1日より「しんきん法人インターネットバンキングサービス」にて不正な預金払戻しにあわれた場合の被害補償を下記のとおり実施しておりますのでお知らせいたします。

今後もお客様の利便性向上を目指し、安心してご利用いただけるサービスを提供してまいりますので、引き続きご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 補償の内容

「しんきん法人インターネットバンキングサービス」により預金等の不正な払戻しの被害にあわれた場合に、1 ご契約者さまあたり年間1,000万円を限度に被害補償を実施いたします。

2. 補償開始日

平成20年8月1日より被害補償を実施しております。

3. 補償金額について

当金庫が推奨しているセキュリティ対策を講じていない場合や、ご利用のパソコンのセキュリティ対策を行っていなかった場合など、お客さまのお話を伺い、内容によっては被害補償の対象外または補償額を減額させていただく場合があります。詳細は別紙の内容をご参照ください。

4. 被害にあわれた場合

万が一、身に覚えの無い不審なお取引や、パスワードなどを他人に知られた、あるいはその恐れがあることに気がついた場合には下記お問い合わせ先まで至急ご連絡願います。

本件に関するお問合せ

米沢信用金庫 事務管理部 インターネットバンキング 担当

お問い合わせ先 0238-23-3519

補償が減額となるまたは補償の対象外となりうる場合について

以下のような場合には、それぞれの事情を個別に判断したうえで、補償が減額、または、補償の対象外となります。

1. お客さまに講じていただくセキュリティ対策が実施されていない場合
2. 身に覚えのない残高変動や不正取引が発生した翌日から30日以内に当金庫に届出がなかった場合
3. 不正取引が発生した場合、警察に被害届を提出していない場合
4. 不正取引が発生した場合、当金庫の調査および警察による捜査への協力が得られない場合
5. 正当な理由なく、他人にID・パスワード等を回答してしまった、あるいは、安易にワンタイムパスワード等を渡してしまった場合
6. パソコン等が盗難にあった場合において、ID・パスワード等をパソコンに保存していた場合
7. 当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意にID・パスワード等を入力してしまった場合
8. お客さまの社内、ご家族、使用人の犯行であることが判明した場合
9. 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合

以上